

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主様をはじめ取引先等のステークホルダーの皆様への貢献を通じ、共存共栄を図りつつ持続的な成長と企業価値の最大化を目指しております。その実現においてコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と位置づけ、経営の健全性、適法性、効率性、透明性の向上とともに、迅速・果敢な意思決定による経営活力の増大を基本方針とし、その実現に努めてまいります。

また、自らの社会的責任を自覚し、コンプライアンスに基づく誠実かつ公正な業務の遂行に努めることが重要な責務であるとの認識のもと、当社におけるコンプライアンス推進のあり方について「コンプライアンス規程」を定め、法令、規則及び社会規範等の遵守に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-2 株主総会における権利行使】

【補充原則1-2-4】

現時点における株主構成等を勘案し、議決権行使プラットフォームの利用については実施しておりません。従前の議決権行使の状況から、特段の支障なく議決権の行使がなされているものと判断しております。今後については、機関投資家や海外投資家の比率、議決権の行使状況等の動向に留意しつつ、その必要性について検討・判断してまいります。

招集通知の英訳については、招集通知の一部の英訳版を作成し、東京証券取引所のウェブサイトにて開示しております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4-2-1】

業務執行を担う取締役の報酬は月額報酬及び業績連動報酬としての賞与から構成されており、持続的な成長に向けたインセンティブ付けにつきましては、賞与によってこれを実施しております。策定した報酬案については、独立社外取締役に事前説明を行い、意見及び助言を受ける機会を設けてその内容を審議するなど、客観性・透明性ある手続を確保しております。

中長期的な業績に連動するインセンティブ報酬は実施しておりませんが、本コードの趣旨を踏まえ、今後検討してまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10-1】

当社は、取締役6名のうち独立社外取締役は2名であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、独立社外取締役が豊富な経験と幅広い見識に基づいて、独立した客観的な立場から適切な関与・助言を行い、また密接な連携を図っていることから、現行の仕組みにより取締役会の機能の独立性・客観性は十分確保されていると考えております。

経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項については、取締役会の審議を行うに先立ち、策定した原案を独立社外取締役に事前に説明し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、取締役会の協議により決定しております。今後は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役の機能の独立性と客観性、説明責任を更に強化する目的において最も適切な形態を検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、経歴、実績、知識、経験、能力等のバランスを総合的に勘案の上選任された、当社の事業分野に精通する業務執行取締役4名と、高度な専門性と幅広い視点により経営に対する助言・監督を行う社外取締役2名の計6名で構成されております。社外取締役は、独立的な立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言や、経営陣に対する実効性の高い監督などコーポレートガバナンスの充実に資することを基準として選任するなど、専門知識や経験等のバックグラウンドの異なる構成となっております。

取締役会の多様性については、性別や国籍を問わずに広く検討し、役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めておりますが、現時点で、女性取締役又は外国人取締役は在任しておりません。海外勤務経験の豊富な人材を取締役に選任する等の措置は講じているものの、女性取締役については選任しておりませんので、ジェンダーや国際性の面での多様性確保については今後の検討課題と認識しておりますが、当社の取締役はそれぞれ当社の経営課題への対応に必要な資質と多様性を備えており、かつ各々の専門分野や経験が異なる人選とすることで、取締役会全体のバランス及び多様性は確保されていると考えております。

また、当社の監査役は常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名であり、うち社外監査役はそれぞれ弁護士、税理士を選任しております。当社の監査役は財務・会計・法務に関する十分な知見を有しており、また社外監査役2名を含む監査役3名が取締役会に参加して必要な発言を行うなど、独立性及び客観性を確保した上で、多様な観点から監査・監督を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式に関する方針

当社は、顧客や取引先の株式を保有することが安定的な関係強化のため必要であり、かつ中長期的な当社の企業価値向上に資すると合理的に判断される場合に限り株式を保有することとし、保有する合理性が乏しい株式については適宜の売却を検討する方針であります。

政策保有株式については、取締役会において、基準日の株価に基づく株式の評価差損益の状況、配当予想金額に基づく予想受入れ配当金額、当該事業年度における取引実績及び株式保有先各社の業績予想に基づく動向等、可能な限りの定量的な状況把握により、継続保有の是非及び保有の合理性を個別に検証しております。

当社は、2020年5月開催の取締役会における検証の結果、保有する全ての銘柄について保有の合理性があることを確認しております。ただし、政策保有株式の縮減方針に留意し、保有の合理性が確認された株式について合理性が必ずしも十分でないとは判断された場合には、適宜その縮

減を図ってまいります。

政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、適切な対応を確保するため、以下の基準に沿った対応を行います。

- (1) 議案の内容が発行会社の持続的な成長に資するものであり、ひいては株主としての当社の企業価値向上につながるものであるかを判断します。
- (2) 以下の場合については、当社の企業価値の毀損につながるおそれがないかとの観点を含め、賛否を慎重に検討の上議決権を行使します。
 1. 投資収益が継続的にかつ著しく低い企業で、業績不振が続いており、かつ改善傾向にない場合。
 2. 法令違反や社会的不祥事、反社会的行為等が発生しているなどコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合。
- (3) 合併・買収、営業譲渡等の組織再編、第三者に対する株式の有利発行等株主としての当社の企業価値を毀損する可能性がある提案については、会社提案・株主提案のいずれに対しても反対票を投じます。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、「取締役会規程」において、会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役又は取締役が実質的に支配する会社との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとし、かつ当該取引に係る重要な事実を取締役に報告しなければならない旨定めております。

また、「関連当事者取引管理規程」に基づき、当社の役員より「関連当事者取引に関する調査票」の提出を受け、関連当事者の範囲及び関連当事者取引の有無を確認するとともに、関連当事者取引が発生する場合には、取引内容の合理性や取引条件の妥当性等について取締役会の承認を得るとともに、その後も該当取引の状況に関して取締役会に定期的に報告することとしております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度として、確定給付企業年金及び退職一時金制度を併用しております。確定給付企業年金及び退職一時金制度の積立金の管理及び運用に関しては、これを適正かつ安定的に機能させるための規定を定め、かつ専門知識や経験の面において適格である社外の資産管理運用機関と契約を締結しております。

当社は、運用に当たる適切な資質を持った人材の登用・配置を行っており、外部セミナーへの参加等を含めた継続的な教育を通じ、所管業務のレベルアップに努めております。また、従業員の安定的な資産形成に加えて、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用を委託する運用受託機関より、原則として四半期毎に運用状況等の報告を受けるとともに、運用受託機関に対しては、実行的なスチュワードシップ活動を行うよう求めており、その活動状況についても定期的に報告を受けるとしております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

会社の経営方針や取組み等については、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しておりますが、内容としては次のとおりであります。

・経営理念

当社グループは、「お客様・従業員・株主・業務関係者そして社会の、みんなに喜ばれる親切で的確な仕事をしよう」を社是に掲げ、技術力によるお客様の「ものづくり」への貢献を通じ、社会の発展に貢献することを経営理念として、事業を展開しております。

・経営方針

当社グループは、時代に即応した顧客が求める製造設備、インフラ設備の企画・製作・建設・メンテナンスまで一貫して幅広く対応し、長年培った技術の蓄積とエンジニアリングをコアに、お客様が満足する製造設備を提供してまいります。また、現場、現実、現物の三現主義の徹底をベースに技術、施工レベルを絶え間なく向上させ、ニーズを的確に捉えた設備を提供することで、「ものづくり」に貢献してまいります。

当社グループは、技術力、総合力の強化により、企業価値を高めることを経営の基本方針としております。

・中期経営計画

当社グループは、次期の中期計画として連結売上高500億円、連結営業利益率8%以上、ROE10%以上、海外売上比率15%以上を目標としております。

なお、中期経営計画については、経営・事業に関する戦略といった非財務事項とともに、売上高や営業利益等の数値目標を掲げ、その計画に沿った事業活動を行っておりますが、社内ガイドラインとして位置付けていることから、対外的には公表しておりません。

・経営戦略等

1. 安定収益基盤の確保(コア事業を強化する)

産業プラント・電気計装・建築・土木・設計一括型による大型・高レベルのEPC案件に対応するための、営業体制及び施工体制の強化を図る。

2. 成長基盤の確立

人手不足や少子高齢化、あるいはアフターコロナの社会において見込まれる自動化・省力化・無人化・非接触化等のニーズに対し、ロボット技術や当社オリジナル製品・装置の拡充を図る。

3. 海外事業の強化

海外子会社のビジネスモデル及び体制の再構築、並びに海外子会社との連携による海外事業展開の促進に取り組む。

4. 人材基盤の強化

人材の確保・育成のため、人材採用の強化とあわせ、更なる実務訓練内容の充実に重点をおき、自社の人的資源の充実、協力企業との連携による体制強化及び人材の早期の戦力化に取り組む。

5. コンプライアンス(法令遵守)態勢の更なる強化

コンプライアンス態勢の更なる強化、及び「働き方改革」に向けた諸施策の実施による効率的・効果的な働き方の実現に取り組む。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営に係る事項【取締役報酬関係】」、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1. 選任の方針

執行役員・取締役候補者については、これまでの経験、実績、当社業務への精通度、人格や見識、事業計画達成に向けた情熱、経営感覚等の資質を持ち合わせる候補者を指名することとしております。また、取締役会・監査役会の全体としての実効性を確保するために必要な人員やバランスの良い経営判断が可能な構成することを踏まえ、総合的に勘案し候補者を指名することとしております。

監査役候補者の指名は、当社取締役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていること等を踏まえ、総合的に勘案し候補者を指名することとしております。

また、社外取締役・社外監査役候補者については、幅広い知識・経験を有しており、その豊富な経験や見識を活かし、当社経営に客観的立場から監視・指導・助言いただける人物を指名しております。

2. 選任の手續

執行役員の選任に当たっては、代表取締役社長が取締役会に推薦し、社外取締役・社外監査役も出席する取締役会にて審議・決定しております。

取締役候補者の指名に当たっては、代表取締役社長が各取締役の改選時に推薦します。推薦された候補者は社外取締役・社外監査役も出席する取締役会にて審議・決定し、正式な取締役候補者として株主総会議案として付議します。

監査役候補者の指名は、代表取締役社長が提案し、監査役会の同意を得た上で、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として付議されます。

3. 経営陣幹部の解任の方針と手續

執行役員の解任については、「執行役員委任契約書」に解任の要件を規定しており、その要件に合致した執行役員の解任は、社外取締役・社外監査役も出席する取締役会の決議をもって行います。

取締役が法令・定款違反、不正行為、その他取締役として求める資質や職務遂行能力を満たさないと認められる事象等が生じた場合には、当該取締役の役位の解職その他の処分又は株主総会に対する解任議案の提出について、社外取締役・社外監査役も出席する取締役会にて審議の上決定することとしております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者については上記(4)の方針・手續に基づき個々に選任・指名しており、またその理由を株主総会参考書類の中で説明しております。

[原則4-1 取締役会の役割・責務(1)]

[補充原則4-1-1]

当社は、「取締役会規程」において、取締役会の審議及び決議が必要な事項、並びに取締役会に報告すべき事項を定めるとともに、「職務権限規程」により経営陣に判断・決定が委ねられる事項及びその範囲を定め、もって経営陣の職位毎の責任及び権限を明確にし、組織的かつ効率的な組織運営を確保しております。

「経営会議規程」により、取締役会で審議すべき事項の事前検討、又は重要な経営事項のうち取締役会での決定を要しないものについては経営会議において審議する旨を定め、迅速・柔軟な経営事項の決定を行う体制としております。

また、当社子会社に関しては「関係会社管理規程」を定め、「職務権限規程」と合せた運用により、取締役会等の承認、事前協議及び報告といった必要な手続及び管理基準を明確にし、当社グループ全体としての経営効率の向上を図っております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、会社法第2条第15号及び東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準に基づき、独立社外取締役の選定を行います。また、取締役会は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性を有し、かつ率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる独立社外取締役の候補者を選定しております。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

[補充原則4-11-1]

取締役会の員数は取締役10名以内、監査役4名以内の合計14名以内で構成する旨定款で定めております。現在は、取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)の合計9名の体制であり、全体としての実効性を確保するために必要な人員構成、バランスの良い経営判断が可能な体制、並びに事業規模及び多様性の観点において、経営に関する実質的、効果的な審議が可能な体制・規模であると考えております。

なお、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、及び取締役の選任に関する方針・手續については[原則3-1]の(4)に、取締役会の全体としての多様性に関する考え方については[原則4-11]に、それぞれ記載のとおりであります。

[補充原則4-11-2]

当社は、取締役・監査役の役割・責務が適切に果たされるよう、社外取締役・社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っております。なお、取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会参考書類、事業報告、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて毎年開示しておりますが、現在の兼任状況及びその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力の確保については、問題のない状況であると判断しております。

[補充原則4-11-3]

当社は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う目的において、社外役員を含む全取締役(除く取締役会議長)及び全監査役を対象とした評価アンケートを実施し、その調査結果をもとに、取締役会全体の実効性評価の総括及び課題の共有化を行う方法によって、取締役会の実効性を定期的に評価しております。直近の結果として、当社の取締役会は、その運営、構成及び審議の内容等、総合的にみて適切に運営されており、取締役会全体の実効性は確保されていると評価しました。

一方、中長期的な観点から、事業戦略等の活発な意見交換や経営課題についての議論の活発化等の課題も認識され、今後も、各取締役、各監査役の意見等を踏まえ取締役会の機能向上に取り組んでまいります。

[原則4-14 取締役・監査役のトレーニング]

[補充原則4-14-2]

当社は、取締役及び監査役が、期待される役割・責務を果たすために必要な知識を習得するため、トレーニングの機会を適宜かつ継続的に提供することを基本方針としております。

当社取締役及び監査役は、外部セミナーの受講により必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得・研鑽に努めております。社外取締役及び社外監査役は、これらに加え、当社の重要行事及び業務執行に係る社内会議への出席や、経営陣幹部が主管となつての当社の業界、当社の歴史、事業内容、財務情報、組織等に関する説明を通じ、その期待される役割・責務を果たすために必要な知識の習得に努めております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、IR担当役員を選任するとともに、管理部をIR担当部署としております。株主との対話(面談)を積極的・建設的に促進するに当たっては、IR担当部署である管理部が代表取締役、IR担当役員のほか、必要に応じて社内各部門との連携を図りつつ、適切に対応することとしております。

また、株主との対話に当たっては、重要事実に係る株主間の平等を確保するため、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引の未然防止を目的とする社内規程である「インサイダー取引防止規程」に基づき、重要情報の適切な管理に努めております。

当社の主なIR活動は次のとおりです。

- ・定時株主総会、及び総会終了後のIR説明:年1回
- ・決算発表(決算短信)後の取材対応:概ね四半期毎
- ・個人投資家様向けIR説明会:不定期
- ・当社ウェブサイトの企画・運営
- ・株主様個別問い合わせに関する対応

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ケイアンドアイ	860,000	8.03
田辺工業取引先持株会	830,300	7.75
株式会社第四銀行	500,000	4.67
四月朔日義雄	334,000	3.12
田辺よし江	313,080	2.92
田辺工業従業員持株会	304,600	2.84
田辺商事株式会社	244,000	2.28
出頭健一	220,000	2.05
株式会社田辺エージェンシー	220,000	2.05
田邊則子	213,960	1.99

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

現時点において、重要な影響を与える特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
横田 猶一	他の会社の出身者													
野本直樹	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横田 猶一		横田 猶一氏は、三菱電機株式会社及び三菱電機ビルテクノサービス株式会社に過去勤務しておりました。当社は両社と取引関係にありますが、両社が当社の意思決定に与える影響はなく、一般株主と利益相反の恐れはないと判断しております。	独立した立場に基づき、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を基に、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただけることから、社外取締役として適任と考えております。
野本直樹		野本直樹氏は、当社の会計監査を行っているEY新日本有限責任監査法人の出身であります。当社と同監査法人の間には、業務委託に関する取引があり、会計監査人の報酬等を支払っておりますが、取引の規模、性質に照らして、投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	独立した立場に基づき、これまで公認会計士として培ってきた豊富な業務経験と専門的な知識を基に、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただけることから、社外取締役として適任と考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に努めております。監査役と内部監査部門である監査室は、連携して監査役監査・内部監査を実施しているほか、監査室の監査役会への参加等を通じ、監査の実施状況等の報告その他の情報・意見等の交換を行うことで、相互の連携を図り、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
伊藤秀夫	弁護士														
島宗隆一	税理士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤秀夫		東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、当社は伊藤秀夫氏を独立役員として届け出ております。	独立した立場に基づき、法律の専門家としての豊富な経験を当社のコンプライアンス体制の充実に活かしていただけることから、社外監査役として適任と考えております。
島宗隆一		東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、当社は島宗隆一氏を独立役員として届け出ております。	独立した立場に基づき、税務・会計の専門家としての豊富な経験を当社の監査に活かしていただけることから、社外監査役として適任と考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員4名を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は月額報酬と賞与から構成しており、それぞれ役位ごとの役割の大きさや責任範囲、当該事業年度の会社業績等を総合的に勘案して決定しております。インセンティブ付与制度については慎重に検討する必要があると判断しているため、今後の検討課題といたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、令和2年3月期において、取締役報酬137,259千円(支給人数6名)、監査役報酬21,708千円(支給人数3名)を支払っております。報酬額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額55,000千円が含まれております。

取締役報酬関係については、有価証券報告書、事業報告において開示しております。また、上記の報酬額には令和元年6月26日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役、執行役員等の報酬については、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、決定することとしております。賞与は、当期の会社業績を基礎とし、配当、従業員の賞与水準や過去の支給実績等を総合的に勘案し、決定しております。また、役員持ち株会を通して、報酬から一定額以上を拠出して自社株を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

当社の役員等の報酬に関する株主総会の決議年月日は平成18年6月29日開催の第38回定時株主総会であり、決議の内容は、取締役の報酬限度額は年額170,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役等の報酬限度額は年額30,000千円以内とそれぞれ決議を受けております。

取締役の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内において、代表取締役社長および担当執行役員が報酬案を策定し、独立社外取締役等に事前説明を行ったうえで、独立社外取締役の意見・助言を踏まえ、取締役会の協議により決定しております。またその配分については、当該取締役会の決定を前提とし、代表取締役に一任することとしております。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、事業規模等を勘案し社外取締役(社外監査役)のサポートを行うための専従スタッフは置いておりませんが、社外取締役(社外監査役)の職務執行の全般を補助するため、監査室及び本社管理部門がサポートする体制を採っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。また、経営の意思決定と業務執行を分離することにより、経営の迅速化及び効率化並びにコーポレート・ガバナンスの充実に努めることを目的として、執行役員制度を導入しております。

< 取締役会 >

経営方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する機関と位置付けて運用しております。また社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席して、客観的、専門的見地から意見を述べるなど、社外役員に期待される役割を果たしております。取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則として毎月1回開催することとしております。

< 監査役会 >

経営の監視・監督を通して、当社の持続的な成長を確保し、社会の信頼に応える企業統治体制の確立を担っております。監査役は、取締役会、経営会議、予算管理会議等の重要な会議に出席する他、監査役会で決定した監査計画・業務分担に従い各部署の監査を実施しております。また、特に社外監査役は独立した立場で、外部の視点からの監査に主眼を置いております。監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則として毎月1回開催することとしております。

< 経営会議 >

経営に関する重要な事項のうち取締役会での決定を要しないもの等について、経営会議において審議することとし、迅速・柔軟な経営事項の決定を行う体制を確保しております。取締役及び執行役員11名(うち4名が取締役を兼務)により構成されており、原則として毎月1回開催することとしております。

< コンプライアンス委員会 >

コンプライアンスに関する施策の全般を所管し、もって当社に発生し得る各種のリスクを未然に防止するための体制構築を推進しております。取締役、執行役員及びその他所定の委員により構成されており、原則として毎月1回開催することとしております。

< 監査室 >

内部監査は、監査室が当該事業年度の監査計画に基づいて実施することとし、業務の適法性、合理性及び規程の遵守状況等を確認することにより、職務執行の適正を確保する体制をとっております。なお、子会社についても監査室が監査を実施しております。

< 会計監査人 >

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は塚田一誠氏、野田裕一氏の2名であり、EY新日本有限責任監査法人に所属し、会社法監査及び金融商品取引法監査を実施しております。なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者等3名、その他9名で構成されております。

< 責任限定契約の内容の概要 >

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

< 監査役機能強化に関する取組状況 >

監査役機能強化に関する取組状況は、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」、「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の【監査役関係】「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況、及び【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】に記載のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレートガバナンスの充実が経営の最重要課題と認識し、経営の健全性、適法性、透明性の推進に努める事を基本方針として取り組んでおりますが、当社の事業規模から現体制で経営の監視、監督面で十分に機能すると判断し、現体制を採用しております。

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、2名を社外取締役、2名を社外監査役とすることで経営の監視機能を強化しております。コーポレートガバナンスにおいて、外部から客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、現体制で外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社第52回定時株主総会招集通知を、開催日令和2年6月25日の20日前である令和2年6月5日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社第52回定時株主総会においては集中日を避け、令和2年6月25日に開催いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義の招集通知及び参考書類)の英訳版を株式会社東京証券取引所のTDnetに掲載しております。
その他	株主総会のビジュアル化 1. 自社PRビデオの上映 2. 報告事項のナレーションによる説明 3. パソコン活用によるビジュアル化 招集通知のビジュアル化 1. カラー印刷及びサイズの変更 2. グラフ等のビジュアル化表示 3. UDフォントの採用

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「IR情報」を開設し、決算情報等を掲載しております。 (https://www.tanabe-ind.co.jp/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 管理部 IR担当役員: 取締役兼 上席執行役員 管理部長 権守勇一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	田辺工業グループ倫理規程において定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の電力事業部では、「ISO14001」を取得し、環境保全活動を行っております。また、当社は、新潟県において「TeamECO」、「リバーサイド夢物語」等地域のボランティア活動に参加しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「その他」の「2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項【適時開示体制の概要】」に記載のとおり、当社の適時開示規程に基づき、関連法令・規則等の規定する情報を適時・適切に開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔内部統制システムの基本方針〕

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下の内部統制システムを構築し、運用する。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスを基本とした経営の強化を図る。
 - 法務部門を事務局としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに基づく誠実かつ公正な業務の遂行を確保する。
 - 「職務権限規程」により、適正に職務の執行が行われる体制とする。
 - 監査室は、職務執行を監査、評価し、職務執行の適正を確保する。
 - 「内部通報制度」を活用し、不正行為等の早期発見を図るとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にする。
- 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 役職員は、取締役会、経営会議等の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報を、「文書取扱規程」、「保存文書年限表」の定めるところに従い適切に保存し管理する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 事業に関する特に重要な施工上のリスク、労働災害のリスクは、各部・支店で施工計画会議、安全衛生会議等でリスク管理を行う。与信管理、情報セキュリティ管理は管理部を中心としてリスク管理を行う。その他のリスクは各部門長がリスク管理を行う。各部門長は、必要に応じリスク管理の状況を取締役に報告する。
 - 新たにリスクが生じた場合は、取締役会において速やかに対応責任者を決定する。
 - 当社の経営に重要な損害等を与える事態が発生し、又はそのおそれがあることを認める場合において、迅速かつ適切な初動対応を行うことにより損害等を最小化するために、臨時コンプライアンス委員会を設置する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - 意思決定のプロセスの簡素化、迅速化を図るとともに、重要事項については、毎月1回開催する経営会議でより慎重な意思決定を行う。
 - 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
 - 年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、予算管理会議を通して全社ベースでの進捗状況を管理する。
- 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 当社は、関係会社管理規程に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は月次報告、四半期報告の他、子会社の取締役等の職務の執行について定期的に報告を行う。
 - 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 子会社の事業に関するリスクは、子会社で管理を行う。
 - 新たなリスクが生じた場合又は法令等の適用若しくは解釈に関して疑義等が生じた場合には、速やかに当社担当役員に報告し、コンプライアンス委員会等においてその対応を協議する。
 - 子会社は、リスク管理に係る体制を整備し、当社はその体制確保のため支援を行う。
 - 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 当社は、子会社に関する重要な事項は取締役会、経営会議で決定する。
 - その他の事項の決定は、当社職務権限規程、子会社が定める職務権限規程に従い役割分担を明確にし、効率的な運用を行う。
 - 年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化し毎月進捗状況を管理する。
 - 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 子会社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「田辺工業グループ倫理規程」及び「コンプライアンス規程」で、コンプライアンスを基本とした経営の強化を図る。
 - 海外子会社は、当該国の法令、規則、商習慣を遵守する体制を整備する。
 - 監査室は、子会社の内部監査を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 現在、監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役が必要とした場合は、取締役会は監査役会と協議のうえ、業務補助のため監査役スタッフを置くとともに必要な協力を行う。
 - 監査役の要請により、監査室、管理部は監査業務を補助する。
 - 監査役スタッフの人選、人事考課等については、監査役会の意見を尊重し、同意を得た上で行う。
- 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査役スタッフを置く場合は、監査役は、指示の実効性の確保のために、監査役スタッフに対して指揮命令権を有する。
 - 取締役会は、監査スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- 当社の監査役に報告をするための体制
 - 役職員(子会社含む)は、会社に重大な損害を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるときは、直ちに監査役に報告する。
 - 役職員(子会社含む)は、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - 各支店・部を統括する役職員は、必要に応じ担当する部門のリスク管理業務執行状況等について報告する。
- 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 当社及び子会社は、報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いが生じないことを確保する。
- 監査役を補助する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役がその職務の執行について、費用の前払等を請求した場合又は会計監査人・弁護士、その他の各分野の専門家に対して相談する場合、職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、その費用は会社が負担する。
- その他監査役を補助する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 取締役社長をはじめとする各取締役と定期的に会合を持ち、情報及び意見交換を行う。
 - 監査室は、内部監査の状況報告を、監査役に対して定期的に及び必要に応じて行い、相互の連携を図る。
 - 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報及び意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
 - 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた体制整備】

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で臨むことを、「田辺工業グループ倫理規程」で定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署

管理部法務課を統括部署として、反社会的勢力に関する情報収集、取引状況の確認及び社内体制の整備強化を推進しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

平素から「暴力追放運動推進センター」や警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

上記(2)に記載した外部の専門機関から随時情報を収集しているほか、「新潟県企業対象暴力対策協議会」に加入し、指導を受けるとともに講習会に参加するなど、情報の収集に努めております。

(4) 対応マニュアルの整備

当社は「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制、その他の対応に関する事項を定めております。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力からの要求があった場合の対応姿勢や詳細な対応方法等を定めております。

(5) 研修活動の実施状況

反社会的勢力への対応に関する社内研修を、全社員を対象として定期的を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に関する基本姿勢

(1) 基本方針

当社は、ステークホルダーの皆様における当社へのご理解及び信頼を確保し、もって健全な市場環境の形成に貢献するため、会社情報を適時、適切かつ公平に提供してまいります。

(2) 開示基準

当社は、日本取引所グループの定める適時開示規則に則り、情報開示を行ってまいります。また、適時開示規則に該当しない情報についても、任意開示の必要性を適宜検討することとしております。

(3) 開示方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、日本取引所グループが提供する適時開示情報システム(TDnet)による公開を行った後、当社ウェブサイトに掲載いたします。

また、これらに該当しない情報についても、任意開示の必要性とあわせて、報道機関への公開等を含む適切な開示方法を検討することとしております。

2. 適時開示に関する社内体制

(1) 社内規則

当社は、適時開示規程、インサイダー取引防止規程、フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル等の社内規則を整備し、適時、適切かつ公平な情報開示を推進しております。

(2) 組織の状況

当社は、適時開示責任者を管理部長、適時開示担当部署を管理部と定めております。また、開示の検討を要する事象が発生した場合には、当該事象を認識した役職員または当該従業員が所属する部門の部門長から、直ちに管理部へ報告が行われる体制を整えております。

(3) 決定事実に関する情報

決定事実に関する重要事項の決定機関は、取締役会としております。取締役会において重要事項を決定した場合、管理部長が代表取締役その他の関係者と開示の必要性を検討することとしております。開示を要する場合には、すみやかに取締役会の決議を受けて開示いたします。

(4) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、当該事実が発生したことを認識した場合、管理部長を中心として必要な情報・資料を収集し事実関係を迅速に把握することとしております。当該情報の開示の必要性を協議し、開示を要する場合には、すみやかに代表取締役の承認を受けて開示いたします。

(5) 決算情報

決算情報については、管理部が決算に関する開示書類(決算短信等)の作成及び確認を行い、代表取締役による確認の上で、取締役会の決議を受けて開示いたします。

